法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第三項中「別表二十一」を「別表二十二」に、「別表二十三」を「別表二十四」に改める。

第二十七条の十四中「別表十二㈢」を「別表十二㈣」に、「別表十二㈣」を「別表十二㈤」に、「別表十二㈤」を「別表十二㈥」に改める。

第三十二条第二項及び第三十四条第二項中「別表六㈢十一」を「別表六㈢十一」に改める。

第三十八条の四第一項中「第九十三条」を「第三百十二条」に改める。

第三十八条の四十六に次の一項を加える。

2　法第二条第三十一号の二（定義）に規定する国際最低課税額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十から別表二十付表四まで（更正請求書にあつては、別表二十を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第四十条第二項及び第四十一条第二項中「別表二十」を「別表二十一」に改める。

第五十四条中「別表二十一」を「別表二十二」に改める。

第五十七条中「別表二十二」を「別表二十三」に改める。

第五十九条第四項中「別表二十一」を「別表二十二」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「、別表六㈡十二」、別表六㈡十四」、別表六㈡十四付表一」、別表六㈡十七」から別表六㈡十三」まで、別表六㈡十四」を「から別表六㈡十五」から別表六㈡十一」まで、別表六㈡十二」に改める。

第六十六条第二項中「別表二十三」を「別表二十四」に改める。

第六十七条第三項中「別表二十一」を「別表二十二」に、「別表二十三」を「別表二十四」に改める。

第七十条中「別表二十」を「別表二十一」に改める。

別表一の記載要領第四号㈡中「別表六(九)付表「37」若しくは「42」、別表六(十)付表「30」若しくは「35」又は別表六(十四)付表二「19」や「別表六(九)付表「32」若しくは「37」、別表六(十)付表「29」若しくは「34」又は別表六(十二)付表二「19」」に改め、同号㈣を次のように改める。

㈣　当該事業年度において租税特別措置法第42条の14第４項の規定の適用がある場合　同項の規定により法人税の額に加算される金額

別表一の記載要領第四号⑸中「別表六(三十一)「31」」を「別表六(三十)「31」」に改め、同第五号㈡中「上記(1)で」を「(1)により」に改める。

別表一の二の記載要領第四号中「別表六(三十一)「31」」を「別表六(三十)「31」」に改め、同第五号㈡及び㈢中「上記(1)で」を「(1)により」に改める。

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉔」までの合計）

」を

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）

」に改め、同表の記載要領第五号㈢及び㈣を次のように改める。

別表三㈠の表中

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉔」までの合計）

」を

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）

」に改める。

(3)　小企業者等以外の法人（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」から「9の⑯」までの合計＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計）の金額を控除して計算すること。

㈡　の欄の記載に当たつては、「別表一「5」」の金額から別表六(九)付表「32」及び「37」並びに別表六(十二)付表二「19」及び「24」の金額を控除して計算すること。